

# やったね！病名登録記念シンポジウム宣言

## <はじめに>

化学物質には生活を便利にする反面、健康被害や環境汚染などのリスクがあります。そのリスクのひとつとして化学物質過敏症があります。化学物質過敏症の発症者にとって、現在の化学物質であふれた社会で生活することは、苦しく困難な状況です。ひとたび発症すると、農薬や有機溶剤、合成洗剤、食品添加物、タバコなど、多くの化学物質にごく微量でも反応し、普通の生活が困難になります。しかし、この病気への社会的認知が低いことから、身近な家族にさえ理解と配慮を得られない事もあり、人間関係の軋轢を生じる場合も多くあります。また、多くの発症者が職を失い住める場所も無くなるという事態に追い込まれています。

ここに来て、多くの方々の長きに渡る働きかけが実り、2009年10月1日より、化学物質過敏症はICD-10コードのT65.9に分類され、「詳細不明の物質の毒作用」によるものとして正式な病名に認められました。精神的な疾病ではなく、身体的な疾病であるとされました。これはドイツ、オーストリアに続くものです。今回の病名登録は、化学物質過敏症の問題解決に向けた第一歩だと考えます。

もうこれからは、新たな発症者を生み出さない、次世代の子ども達が化学物質による健康被害を受けることの無い社会であるべきです。そして、化学物質への依存を最小限とする社会を実現することが急務です。

よって次のことを宣言し、国と社会に要望します。

## <宣言>

私たち誰もが、有害な化学物質にさらされない権利を認め合います。発症者は、化学物質過敏症であることを表明し、周囲の人々はこれを理解し配慮していきます。化学物質による汚染は、目には見えなくても人体や生態系に有害な影響を与えていることを社会のすべての人の共通の認識とします。化学物質過敏症は、環境汚染が広がっていることを人々に知らせる赤信号であるという認識の下、社会制度や法律を含めた環境改善を行います。

私たち誰もが、あたり前にどこにでも住み、自由に行きたい所に行き、学校や職場に行く事が可能な社会を築くことをここに宣言します。

## <要望>

1. 化学物質過敏症の社会的認知の推進を求めます。
2. 化学物質過敏症の医療の充実、転地施設の設置、経済的支援、社会保障など、発症者の救済体制の整備を求めます。
3. 予防原則を基本にし、より安全な物質への代替を求めます。
4. 以上を踏まえた、根本的な化学物質対策についての法律の制定を求めます。

2009年10月31日

やったね！病名登録記念シンポジウム参加者一同